

社会福祉法人蓬莱会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人蓬莱会（以下「当法人」という）定款第9条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価に応じて、次のとおり報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等にたいしては、報酬は支給しない。また、職員として退職金規定に基づく退職金が支給される場合は、退職手当は支給しない。

- (1) 常勤の理事については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤の役員については、職務執行に応じて報酬を支給し、退職手当は支給しない。
- (3) 退職手当については、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の理事の報酬の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、一人当たり年額 15,000,000 円を上限とし、職務内容に応じて理事会にて決定する。
- (2) 退職手当については、別表第1に定める
- (3) 通勤手当については、給与規程第15条の規定に準ずる額
- (4) 出張旅費については、旅費規程に準じ、旅費を支給する。

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規程第15条の規定に準ずる額
- (3) 出張旅費については、旅費規程に準じ、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とし、ただし当日が休日及び金融機関が休業日の場合にはその前日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会に出席した都度支給する。会議以外の報酬については、本条第1項1号に準ずる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者については、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算によって計算する。
- 4 本条第2項の規定に関わらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、1円に切り上げ端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基礎として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成18年2月13日より施行する。

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月20日より施行する。

この規程は、令和4年1月1日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の退職手当の算定方法)

在任期間	算定式
1年未満	報酬月額×0.5
1年以上3年未満	報酬月額×2
3年以上10年未満	報酬月額×2.5
10年以上15年未満	報酬月額×12
15年以上	報酬月額×在任月数÷12

※報酬月額は、退任月の報酬月額とする。

別表第2 (非常勤の役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務	25,000円

(2) 理事

	日額
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務	40,000円

(3) 監事

	日額
理事会への出席	10,000円
監事監査	30,000円
上記の他、法人及び施設業務	40,000円